
双葉町国土強靱化地域計画

令和2年12月

双葉町

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 計画期間	1
第2章 基本的な考え方	2
2-1 基本目標	2
2-2 事前に備えるべき目標.....	2
2-3 強靱化を推進する上での基本的な方針	3
第3章 双葉町の概況	4
3-1 概況	4
3-2 対象とする災害（主要な自然災害リスク）	6
第4章 脆弱性評価の枠組み	7
4-1 評価の枠組み及び手順.....	7
第5章 脆弱性評価と推進方針	11
目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	12
目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応も含む）	30
目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	44
目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	50
目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	54
目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これからの早期復旧を図る	60
目標7 制御不能な二次災害を発生させない	70
目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	88
第6章 計画の推進	95
6-1 推進体制	95
6-2 進捗管理及び見直し	95

第 1 章 計画策定の趣旨

1-1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、上下水道施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、町内全域に甚大な被害をもたらした。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）は、全町避難を強いられ、町内での生活、あらゆる産業に及ぶ風評を発生させるなど、町の基盤を根底から揺るがす事態を引き起こした。

こうした中、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策の総合的、計画的な実施によって大規模自然災害等に備えることを目的として、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定され、国は、平成 26 年 6 月に基本法第 10 条の規定に基づく国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するための枠組みが整備された。これを受け県では、平成 30 年 1 月に「福島県国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定した。

本町においても、東日本大震災及び原子力災害から得た教訓を踏まえ、いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な地域社会を構築し、安全で安心なまちづくりを推進するための指針として、「双葉町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

1-2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため策定するものであり、「双葉町復興まちづくり計画（第 2 次）」や「双葉町地域防災計画」をはじめとする様々な分野の計画等との調和を図りつつ、「強くしなやかなまちづくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

1-3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とする。

その後は、計画期間中においても、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除、施策の進捗状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

2-1 基本目標

国の基本計画を踏まえ、本町における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定する。

いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- I 町民の人命の保護が最大限図られること
- II 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- IV 町の迅速な復旧復興が図られること

2-2 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定する。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

2-3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の国土強靱化の理念及び基本計画並びに県の地域計画を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本町における強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 本町の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて、地域間が相互に連携・補完し合うことにより、各地域の活力を高めつつ、本町全体の災害等に対する抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- 国、県、町、町民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組みを推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国・県や本町の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 原子力災害からの復興・再生を中心として、県が取組む医療、福祉、教育の確保、新産業や雇用の創出、事業や営農の再開支援、風評払拭・風化防止について、本町においても強化していく必要がある。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 双葉町の概況

3-1 概況

(1) 位置及び地勢

本町は、福島県の浜通り地方・双葉郡の北東部に位置し、東は太平洋、南は大熊町、北は浪江町に隣接し、東西に細長くのびている。西には三ツ森山や十万山などのある阿武隈山地がちなり、ふもとから緩やかな丘陵地帯が東の海岸に向かって延びている。また国道6号とJR常磐線が町内を並行しながら南北に縦断している。

面積は、51.42km²で、東西12.85km、南北6.75kmにおよぶ細長い形になっている。

気候は、海洋性で比較的温暖であり、平年値で降水量も1,511ミリ、平均気温も12.3℃で冬季でも積雪が大変少なく自然条件に恵まれた住みよい地域といえる。

(2) 地質

本町の地質は、阿武隈山地の花崗岩類及び海岸に至る丘陵地帯に発達する新第三紀の地層よりなり、また前田川の河口付近は小規模な沖積層よりなる。

(3) 河川、湖沼及び海岸

河川については、阿武隈高地より直接太平洋に流入する。本流前田川に支流の松迫川、根小屋川、戎川、中田川が流入し、大字中野及び大字中浜を経て、太平洋に至っている。単独河川で土砂の流出が多い。

湖沼については、本地方には大河川を有せず、灌漑用ため池として、大小200有数のため池を有する。

海岸については、大字細谷、大字郡山、大字中野及び大字中浜と南北に海岸線を有し、大部分が、護岸工事が施工されているが、天然海岸の箇所については、激浪による浸食が甚だしく、また防護施設のある箇所においても、異常な波浪や高潮等に対する防災対策を考慮すべき状況にある。

(4) 人口

町の総人口は5,798人（令和2年11月末現在、住民基本台帳人口）である。総人口に対する高齢者は、年々増加傾向にあり高齢者世帯も少なくない。

現在、町内に居住者はいないが、令和2年3月4日に、避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示解除、さらに、令和4年春頃までには、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除により居住開始が予定されている。避難指示解除から5年後の居住人口は、2,000人を目標としている。

(5) 土地利用

本町の東日本大震災前の土地利用は、山林・原野が5割を占め、東部の平野部は、宅地、田畑、東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所等の工業・業務用地に利用されている。JR常磐線双葉駅周辺に住宅が集積し、役場をはじめとする公共施設も立地していた。

現在は、下記の図に示すように、避難指示解除区域、特定復興再生拠点区域、帰還困難区域に区分され、避難指示区域の解除に向けて、除染等が進められている。

また、国道6号より東側の約500haは放射性廃棄物中間貯蔵施設予定地として、関連施設の整備が進められている。

図 双葉町概略図（令和2年3月4日以降）



(6) 地域の災害危険性の把握

本町は、地質、地形的見地から、山地及び急傾斜地の崩壊等並びに河川の氾濫等の被害が考えられ、また、地震や地震に伴う津波及び海岸の浸食や潮害を受ける危険がある。

なお、気候的には、比較的温暖であることから、雪害などは少ない。この他の災害としては、火災等の社会的災害の危険性がある。

3-2 対象とする災害（主要な自然災害リスク）

本計画で対象とする災害（想定するリスク）は、国の基本計画で示されている大規模自然災害とあわせて、本町の災害リスクや直面している危機を踏まえ、以下のように設定する。

災害の種類		想定する規模等	本町の災害特性
地震		県の被害想定に基づく最大規模の地震動	町全域における家屋等の倒壊等
津波		県の被害想定に基づく最大規模の津波	町内の約9%の津波浸水等
台風 梅雨前線 豪雨等	風水害	スーパー台風や集中豪雨等が数時間続くことで生じる風水害	前田川等の氾濫 等
	土砂災害	記録的な大雨による土砂災害、地震の揺れによる土砂災害	幹線道路等の寸断等、施設の倒壊等
大規模火災		住宅密集地や山林等にて強風等による大火	住宅密集地や山林等における大火
複合災害		大規模地震や大雨による洪水等が繰り返し発生する被害	上記の複合災害

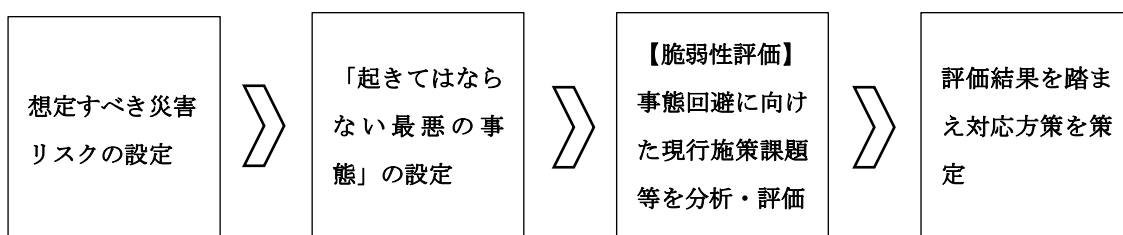
➤ 過去に発生した主な町内の被害状況

災害名・発生年月	災害の種類	被害の概要
昭和61年8月4日、5日 (台風10号)	風水害	床下浸水 6戸 被害総額 274,650千円
昭和62年4月7日 (福島県沖地震)	地震	石塀の転倒 4箇所 屋根のむね瓦の落下 28箇所 被害総額 9,000千円
昭和63年8月10日	風水害	道路 4箇所 橋りょう 1箇所 河川 4箇所 被害総額 149,562千円
平成23年3月11日 (東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災))	地震 津波	地震規模 Mw=9.0 町内全域 震度6強 津波浸水面積 約3km ²

第4章 脆弱性評価の枠組み

4-1 評価の枠組み及び手順

脆弱性の評価は、本町を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本町が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するものであり、本町の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するために必要不可欠なプロセスとして、次の枠組みにより実施した。



(1) 本計画の対象とする災害リスク

過去の町内で発生した自然災害による被害状況を鑑み、各種災害に関する発生確率や被害想定を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般について、本計画において想定すべき災害リスクの対象とする。

(2) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

第2章で設定した8つの「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国の基本計画及び県の地域計画、本町の地域特性を踏まえ、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標 (8項目)	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) (28項目)
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
	5-2 食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標 (8項目)	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ) (28項目)
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
	6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-4 異常濁水等による用水の供給途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-2 有害物質の大規模流出・拡散
	7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
	7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-5 風評等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための強靱化施策分野として、下記の9つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定した。

強靱化施策分野（11項目）	
【個別施策分野】	
1	行政機能
2	住宅・都市
3	保健医療・福祉
4	ライフライン・情報通信
5	経済・産業
6	交通・物流
7	農林水産
8	環境
9	土地保全・土地利用
【横断的分野】	
10	リスクコミュニケーション
11	長寿命化対策

第5章 脆弱性評価と推進方針

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各部局等において分析するとともに、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための庁内横断的な施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施した。

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために取組むべき強靱化施策の対応方針について、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（プログラム）ごとに策定した。しかし、本町は原子力災害により全町避難が継続している状況のため、指標設定は復旧・復興の状況等に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は、どの事態が発生した場合であっても、本町に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

また、推進方針に基づき実施する具体的事業（個別事業）については、〈別冊〉にとりまとめる。

目標 1

大規模自然災害が発生したときでも
人命の保護が最大限図られる

脆弱性評価

1 住宅・建築物の耐震化等

県は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な「福島県耐震改修促進計画」を平成18年度に策定し、平成26年3月に改定した。

町では、原子力災害による全町避難中のため、「双葉町耐震改修促進計画」の見直しをしていない。

2 町有施設（役場庁舎等）の耐震化等

大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害活動を行うため、防災拠点となる役場庁舎・公共施設の耐震性を確保する必要がある。また、地域住民や施設利用者等の安全確保のために一時避難所としての機能などを備えるため、施設の安全性や耐震性を確保する必要がある。

大半の町有施設は、東日本大震災の影響により、半壊のり災判定を受けている。

特定復興再生拠点区域内の町有施設は、復旧又は解体の検討を実施しているところである。

双葉町コミュニティーセンター連絡所は平成28年度から一部機能を復旧し、施設の一部を利用可能としているが、今後、施設全体の改修による機能回復を実施しなければならない。

3 教育施設の耐震化等

学校等の教育施設は、地震等の災害発生時に児童生徒の安全を確保するとともに、避難所等として使用が想定される建物であることから、学校施設の耐震化や天井等の落下防止対策、電気・給排水衛生設備等の適切な改修・維持管理を進めていたが、原子力災害による全町避難中のため実施できていない。

今後は、「学校等施設在り方検討委員会」で、既存施設の利用を検討し、耐震性が確保されていない教育施設の耐震化や学校再編等に伴う施設整備、老朽化した施設の改修等を計画的に推進していく必要がある。

4 病院等施設・社会福祉施設の耐震化等

原子力災害による全町避難のため、病院等施設と社会福祉施設の老朽化が進んでいる。

1-1

地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

推進方針

1 住宅・建築物の耐震化等

【建設課】

町は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、「福島県耐震改修促進計画」を踏まえ、「双葉町耐震改修促進計画」を改訂し、住宅及び特定建築物（多数の者が利用する階数3以上床面積1,000㎡以上のもの等）の建築物の耐震化を積極的に推進する。

防災普及として、住宅用火災警報器設置については、全設置を推進する。

2 町有施設（役場庁舎等）の耐震化等

【総務課】

大規模災害発生時に応急対策活動の拠点となる施設（役場庁舎・公共施設）及び不特定多数の方が使用する一定規模以上の建築物について、施設の復旧整備を進めつつ、全庁的な進行管理を行いながら公共施設の耐震化を進める。

3 教育施設の耐震化等

【教育委員会】

「学校等施設在り方検討委員会」の協議にて、学校施設としての利用が決定された施設は、児童生徒がより良い学習や学校生活が送れるように、計画的に施設を改修して、教育環境を整える。

また、学校施設として利用しないことが決定された施設は、学校施設以外での再利用や解体を検討していく。

文化財保護・事故のきっかけの排除や、災害時の状況悪化を防止するため、文化財施設の情報を整理し、現況確認を継続して実施する。また、文化財そのものの保護を進めるほか、所有者に対する防火対策の意識高揚を図るため情報提供等の活動を実施する。

4 病院等施設・社会福祉施設の耐震化等

【健康福祉課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域に、病院等施設や社会福祉施設を整備する場合には、自ら避難することが困難な患者や入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療や福祉サービスの提供を継続し、被災した患者の受け入れや福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、耐震化等の防災・減災の対策を図る。

5 都市公園施設の減災対策・長寿命化、駅前広場整備等

原子力災害による全町避難のため、都市公園施設の老朽化が進んでいる。

長寿命化計画を策定し、施設更新と適切な維持管理に継続して取り組み、都市公園の機能保全をしていく必要がある。また、都市計画マスタープランを適宜見直しするとともに、適正な公園整備を進めることが必要である。

6 幹線道路・橋梁施設の耐震対策（長寿命化）等

東日本大震災で被害のあった幹線道路は、災害復旧が終了しているが、道路施設等の長寿命化計画は未策定である。

東日本大震災での被害や老朽化している橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。

7 空き家対策の推進

原子力災害による全町避難中であり、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、国で解体除染を実施している。倒壊の懸念がある空き家もあり、安全性の確保から早期の解体実施が必要である。また、解体を希望しない地権者もいることから、空き家の有効活用も目指し、地権者に対する意向調査を実施している。

現状を踏まえ、空き家対策が計画的かつ円滑に実施されるよう、空き家対策に係る計画を策定する必要がある。

8 消防広域応援体制の強化

双葉地方広域市町村圏組合消防本部との連携強化に努めており、大規模火災訓練を実施し災害に対して迅速かつ的確な対応ができるよう連携を図っている。

町内の消防水利について、消火栓や防火水槽の復旧がされている箇所が数カ所のためのため、消防水利が確保できていない地域は双葉地方広域市町村圏組合消防本部にて、ローリー車による消火活動を実施することになる。

双葉地方広域市町村圏組合消防本部の指令台との連携がされていない。

推進方針

5 都市公園施設の減災対策・長寿命化、駅前広場整備等

【建設課】

都市公園等は、住民のレクリエーションのための活動場所や都市における環境保全・景観形成の役割を有する他、災害時における住民の避難地や火災の延焼防止、防災活動の拠点となるなど重要な役割を担う公共施設であり、不特定多数の者が利用する施設であることを踏まえた災害に備えられるように計画的な整備を行う。

適切な維持管理に継続して取組み、都市公園の機能保全と公園利用者の安全を確保していく必要があることから、「双葉町公園施設長寿命化計画」（仮称）を策定する。

6 幹線道路・橋梁施設の耐震対策（長寿命化）等

【建設課】

道路施設の長寿命化計画を策定するとともに、緊急輸送路における橋梁の耐震対策や幹線道路の維持補修・整備によって、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、統廃合・更新等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を図る。

7 空き家対策の推進

【復興推進課】【建設課】

「双葉町空き家対策計画」（仮称）を策定する。

空き家の倒壊・火災等に伴う被害拡大や交通障害の発生を防止するため、今後も引き続き、国、県及び民間団体等が連携して総合的な空き家・既存ストック活用対策を推進する。

特定復興再生拠点区域内の所有者等の調査を推進し、空き家リストを整備するとともに、空き家所有者等と協議を進め、空き家バンクを設置する。

8 消防広域応援体制の強化

【住民生活課】

原子力災害による全町避難中のため、町内での消防団活動が十分にできない状況であるが、双葉地方広域市町村圏組合消防本部との訓練を通じて、火災時等の連携強化を図る。

住民の帰還に向けて、町内の消防水利の確保を計画的に実施し、町消防団や双葉地方広域市町村圏組合消防本部の消火活動時に十分な水利を確保する。

町防災行政無線の整備に合わせて、双葉地方広域市町村圏組合消防本部の指令台との連携についても実施する。

脆弱性評価

9 消防団の充実・強化

消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、原子力災害により、団員が全国各地へ避難している状況から、町内での消防団活動が実施されていない。

避難先での生活が長いことなどから、消防団員の減少や高齢化が進んでいる状況である。

東日本大震災後、婦人消防隊の活動が休止している。

東日本大震災前に町内に整備されていた消防屯所等の20の消防施設について、現在のところ使用できる施設はない。

消防屯所同様に、消防ポンプ車等の消防設備についても更新が必要な状況である。

10 災害に強いまちづくり・消防対策の再構築

原子力災害による全町避難中であるため、防災訓練や消防活動が実施出来ない状況にある。

1 - 2

大規模津波等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

1 海岸保全施設の整備等

県では、津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組んでおり、無堤区間の解消や背後地の保全に向けて必要な施設整備を引き続き進めるとともに、今後老朽化していく施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、長寿命化計画を策定し、点検・更新等を適切に行っていく必要がある。

2 防災緑地・海岸防災林の整備

海岸防災林は、飛砂・潮害、風害防備などの災害防止機能を備えていることに加え、東日本大震災において、海岸防災林が津波被害の軽減効果を発揮したことを踏まえ、津波発生時における津波の減衰、浸水被害の軽減、避難時間の確保を図るため、県は、防災緑地や海岸防災林の整備に取り組んでいる。

今後も県と連携を図りながら津波災害に備えるため、防災緑地や海岸防災林の整備をはじめ、海岸堤防の嵩上げ、道路、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力の向上を図っていく必要がある。

推進方針

9 消防団の充実・強化

【住民生活課】

地域防災の要となる消防団の活動を徐々に東日本大震災前の形に戻していくため、町内での警戒活動等の消防団活動を再開する。

消防団員の待遇改善等を図り、若い世代の消防団員の新規入団を促進すると共に、婦人消防隊の活動再開や機能別消防団制度の導入等により、消防団活動の充実を図る。

消防団活動において、消防団員の拠点施設は必要不可欠であることから、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域内の基幹となる消防屯所を優先的に復旧する。

消防屯所の復旧に合わせて、消防ポンプ車等の更新をする。

消防団員の装備の充実を図る。

10 災害に強いまちづくり・消防対策の再構築

【住民生活課】

避難指示解除後の町の状況を見据え、指定避難所及び避難場所の検討、災害時における初動体制づくりの構築及び強化を図る。

1 - 2

大規模津波等による多数の死傷者の発生

推進方針

1 海岸保全施設の整備等

【建設課】【農業振興課】

津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組み、無堤区間の解消や背後地の保全を推進するとともに、今後老朽化していく施設に係る長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な維持管理を図る。

2 防災緑地・海岸防災林の整備

【農業振興課】

海岸防災林は、飛砂・潮害、風害防備などの災害防止機能を備えていることに加え、東日本大震災において、海岸防災林が津波被害の軽減効果を発揮したことを踏まえ、津波発生時における津波の減衰、浸水被害の軽減、避難時間の確保を図るため、県と連携して、防災緑地や海岸防災林の整備を進めるとともに、海岸堤防の嵩上げ、道路、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた「多重防御」による総合的な防災力の向上を図る。

現在整備している海岸防災林は、県と連携を図りながら早期の完了を目指す。

脆弱性評価

3 河川管理施設の整備等

県は、台風や集中豪雨などの治水対策として、東日本大震災で被害にあった河川は、災害復旧等を実施するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう河川管理等施設等の適正管理に取り組んでいる。また、水門・樋門等の河川管理施設は、県管理と町管理と分かれているが、耐用年数を超過する施設もあることから、県と連携しながら、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を常時確保する必要がある。

なお、原子力災害による全町避難中のため、現地での状況確認に時間を要してしまう。

4 津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成

津波防災地域づくり法に基づき、県は、最大クラスを想定した津波浸水想定を策定・公表することが求められるが、国から「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデル検討会」で決定される断層モデル（中央防災会議モデル）の公表がされたが、県による分析・評価をしていないことから津波浸水想定は未策定の状況である。町では、県による津波浸水想定を踏まえた津波ハザードマップを作成し、避難場所の確保や適切な避難行動の周知に取り組む必要がある。

1-3

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

脆弱性評価

1 河川管理施設の整備等<再掲>

県は、台風や集中豪雨などの治水対策として、東日本大震災で被害にあった河川は、災害復旧等を実施するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう河川管理等施設等の適正管理に取り組んでいる。また、水門・樋門等の河川管理施設は、県管理と町管理と分かれているが、耐用年数を超過する施設もあることから、県と連携しながら、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を常時確保する必要がある。

なお、原子力災害による全町避難中のため、現地での状況確認に時間を要してしまう。

2 洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップ作成

国による「避難勧告等に関するガイドライン」が平成29年1月に改正され、避難勧告等発令時に情報を受け取る立場に立った情報提供のあり方が追加されたことから、県では、市町村へ避難勧告等を遅滞なく発令できるよう、ガイドラインに沿った発令基準の策定の支援・呼びかけに取り組んでいる。

復旧・復興事業に伴い町内の河川改修等を県で実施している。

推進方針

3 河川管理施設の整備等

【建設課】

台風や津波などの治水対策として、河川管理者に対し河川改修や浚渫、河川施設の長寿命化等を要請する。大規模自然災害に対しては、ライブカメラの設置等を検討するなど、迅速かつ的確な初動対応のため連携の強化を図る。

4 津波避難体制の整備・津波ハザードマップの作成

【住民生活課】

県では、国が公表した日本海溝・千島海溝巨大地震の津波浸水想定データについて、現在分析・評価中であり、県が公表した結果を参考にしながら津波ハザードマップの随時見直しを図る。

また、津波からの避難は原則徒歩であることの周知していくほか、県と連携し、避難行動要支援者や避難経路等の津波避難体制の整備を図る。

1-3

異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

推進方針

1 河川管理施設の整備等<再掲>

【建設課】

台風や津波などの治水対策として、河川管理者に対し河川改修や浚渫、河川施設の長寿命化等を要請する。大規模自然災害に対しては、ライブカメラの設置等を検討するなど、迅速かつ的確な初動対応のため連携の強化を図る。

2 洪水対策体制の整備・洪水ハザードマップ作成

【住民生活課】

国による「避難勧告等に関するガイドライン」に沿って、県との連携強化を図る。

今後、県で作成する小規模河川における氾濫推定図に基づき、河川改修や橋梁の補修等を県と連携して進める。また、台風や集中豪雨などによる洪水災害から町民の生命・財産を守るため、水害リスク情報の提供により、引き続き、避難勧告等の発令基準策定や洪水ハザードマップ・防災マップを作成するとともに、避難所案内標識を設置して町民を速やかに誘導する。

各関係機関が連携して洪水対策体制の整備を推進し、防災・減災対策の充実を図っていく必要がある。

脆弱性評価

3 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築

県では、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理や水防に関わる多様な関係者による連携体制を構築するため、県内8方部に水災害対策協議会を設置し、地域自主防災に関する講習会や水害危険箇所の合同パトロール等を実施しているほか、要配慮者利用施設の管理者向け説明会や小・中学校での出前講座の開催など、水災害対策の推進に取り組んでいる。

町では、原子力災害による全町避難中のため、町内に社会福祉施設等は開所していない。

今後は、令和4年春頃の町民の帰町に合わせ、地域が連携した減災体制の充実・強化を推進し、地域住民の防災意識の向上を図っていく必要がある。

1-4

土砂災害等による多数の死傷者の発生

脆弱性評価

1 ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備

県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく、危険個所の基礎調査を令和2年度から町内の一部地域で実施している。

町では、県による基礎調査の結果を基に、土砂災害ハザードマップを作成していく必要がある。

2 治山施設の整備等

度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が県内各地で発生しており、治山事業による早期の防災・減災対策が求められている。

県では、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させる治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を実施するなど、計画的な治山施設の整備を推進しているが、町内では、原子力災害による高線量区域に位置する施設の整備時期は目途が立っていない。

3 砂防関係施設の維持管理

砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、石熊地区の砂防施設の定期点検や修繕等の機能保持に県と連携しながら取り組んでいる。

推進方針

3 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築 【健康福祉課】

令和4年春頃の避難指示解除に合わせて、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組みを推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく仕組みづくりを進める。

水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のため、水害・土砂災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、関係機関と連携して施設管理者等による主体的な取組みの促進を図るとともに、避難体制の充実・強化を支援する。

1-4

土砂災害等による多数の死傷者の発生

推進方針

1 ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備 【建設課】【住民生活課】

町では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、県により土砂災害警戒区域が指定され次第、土砂災害ハザードマップを作成する。

また、マップを活用して土砂災害防止施設の整備を県に要望するとともに、令和4年春頃の避難指示解除後に、帰還した住民への出前講座等を開催し、土砂災害の防止を図る。

2 治山施設の整備等 【農業振興課】

県は、度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等による法面崩壊等の山地災害が県内各地で発生していることを踏まえ、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させる治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等を計画的に復旧整備する。

3 砂防関係施設の維持管理 【建設課】

100年に1度と言われている豪雨災害が頻繁に起こり得る現況であり、山地法面の崩落等山地災害が発生しやすい状況になっていることから、砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮しつつ、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理を計画的に進めるよう、県に要望する。

脆弱性評価

4 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築<再掲>

県では、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることを踏まえ、河川管理や水防に関わる多様な関係者による連携体制を構築するため、県内8方部に水災害対策協議会を設置し、地域自主防災に関する講習会や水害危険箇所の合同パトロール等を実施しているほか、要配慮者利用施設の管理者向け説明会や小・中学校での出前講座の開催など、水災害対策の推進に取り組んでいる。

町では、原子力災害による全町避難中のため、町内に社会福祉施設等は開所していない。

今後は、令和4年春頃の町民の帰町に合わせ、地域が連携した減災体制の充実・強化を推進し、地域住民の防災意識の向上を図っていく必要がある。

1-5

暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

1 道路の除雪体制等の確保

5cm以上になる積雪となるのは年間数回程度であるが、適宜適切な除雪を行い、凍結抑制剤の散布等に取り組んでいる。

1-6

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性評価

1 町民等への情報伝達体制の強化・手段の多重化

災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって町が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及びヤフー「天気・災害」ページで閲覧できる体制を構築し、実際の災害発生時において避難所情報等の配信が行われている。

また、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページを活用した情報発信に取り組んでいる。

推進方針

4 水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のための連携体制の構築<再掲> 【健康福祉課】

令和4年春頃の避難指示解除に合わせて、地域が連携した減災体制の充実・強化に向けた取組みを推進するとともに、地域住民の防災意識の向上を図っていく仕組みづくりを進める。

水害・土砂災害からの「逃げ遅れゼロ」実現のため、水害・土砂災害が発生するおそれがある場合において、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の利用者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、施設管理者等に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など、関係機関と連携して施設管理者等による主体的な取組みの促進を図るとともに、避難体制の充実・強化を支援する。

1-5

暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

推進方針

1 道路の除雪体制等の確保

【建設課】

町内事業者及び建設業組合に委託し連携を取りつつ、冬季間における道路の除雪及び凍結防止作業を迅速かつ適切に行い、安全な通行を確保する。

1-6

情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

推進方針

1 町民等への情報伝達体制の強化・手段の多重化

【秘書広報課】【住民生活課】

災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって町が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及び登録制メールにより情報提供を行う環境を構築し、実際の災害発生時において避難所情報等の配信を行う。

また、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページ等を活用した情報の発信をしていく。

県との情報連携を進めるとともに、今後も、関係機関及び放送・通信事業者との連携強化を図り、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、町民への情報伝達体制の強化を推進する。

2 避難行動要支援者対策の推進

原子力災害による全町避難中のため、避難行動要支援者名簿は作成していない。

3 福祉避難所の充実・確保

原子力災害による全町避難中のため、福祉避難所が指定できていない。

4 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化

原子力災害による全町避難中のため、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化をすることができていない。

防災情報通信網の整備については、緊急事態に備えて防犯・防災総合システムによる情報の収集と町民に対する災害・被害情報の提供に努めている。

5 在留外国人に対する多言語による情報提供

県においては、通訳者を含めた3者同時通話が可能なトリオフンの設置を（公財）福島県国際交流協会へ委託しており、町においては有効活用できるか調査研究を進めていく必要がある。

在留外国人は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、大規模災害が発生した場合においても外国語による正確な情報提供や相談対応を継続して行えるよう、関係機関と連携して通信機器等の正常な機能確保やバックアップ体制の検討に取り組む必要がある。

推進方針

2 避難行動要支援者対策の推進

【健康福祉課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域に帰町した要配慮者のうち、円滑に避難誘導等を行うため、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の避難を想定した訓練の実施等に取り組む必要があり、対象者一人一人の具体的な個別計画を作成する。

3 福祉避難所の充実・確保

【健康福祉課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域に、病院等施設や社会福祉施設を整備する場合には、自ら避難することが困難な患者や入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療や福祉サービスの提供を継続し、被災した患者の受け入れや福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、耐震化等の防災・減災の対策を図る。

また、関係機関と連携して福祉避難所の運営訓練を実施するとともに福祉避難所の充実・確保を促進していく。

4 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化

【住民生活課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域で、大規模災害が発生した場合であっても、迅速かつ的確な災害対応を実現するため、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練に参加し、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進する。

5 在留外国人に対する多言語による情報提供

【秘書広報課】

在留外国人は、言語面での障壁から災害時の要配慮者となる可能性があることから、関係機関との緊密な連携の下、相談員・通訳員の配置による多言語行政サービスの提供や通訳者を含めた3者同時通話が可能な通信機器の設置等に係る取組みを促進し、大規模災害が発生した場合においても外国語による正確な情報提供や相談対応を継続して行える体制を確保する。

6 自助・共助の取組促進

原子力災害による全町避難中のため、町内での自助・共助の取組促進ができない状況である。

7 自主防災組織等の強化

原子力災害による全町避難中のため、町内での自主防災組織等強化の取組ができない状況である。

8 東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進

児童・生徒が、東日本大震災や原子力災害から経年による意識の薄れを防止することを目的として、避難訓練や防災研修など、体験を通じた防災・減災教育に努めている。

9 学校における災害対応行動マニュアルの作成

災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等を取れるよう備えるには、各学校において災害対応に係る行動マニュアル（危険等発生時対処要領）を作成することが必要であるが、原子力災害による全町避難中のため作成していない。

10 震災・防災教訓の伝承・風化防止

東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまで経験したことのない未曾有の複合災害であり、災害の実態と復興への取組みを国や世代を超えて継承・共有していくため、双葉町東日本大震災記録誌を作成した。

県が整備した東日本大震災・原子力災害伝承館には、町から寄贈・寄託した資料が展示されていることから、伝承館を活用しながら震災教訓の継承・風化防止に取り組む必要がある。

推進方針

6 自助・共助の取組促進

【住民生活課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域内では、地域防災力を高めるため、「自助」、「公助」、「共助」の取組みを促進し、情報発信や防災出前講座を実施するなど、災害発生時に帰還住民・移住者が的確な判断に基づき行動できるよう、防災知識の普及・啓発を図る。また、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍している消防団員のさらなる知識向上など、今後も、様々な事業を通じて、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組みを促進する。

7 自主防災組織等の強化

【住民生活課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域内では、自主防災組織を設置し、地域防災力の向上を図る。

8 東日本大震災・原子力災害を踏まえた防災教育の推進

【教育委員会】

東日本大震災や原子力災害の経験を踏まえた、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じた的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができ、また、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成するため、防災教育を推進する。

9 学校における災害対応行動マニュアルの作成

【教育委員会】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域内で、学校再開時に、県の支援等を受けながら、災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、適切な避難行動等を取れるよう備えるため、各学校において災害対応に係る行動マニュアル（危険等発生時対処要領）を作成する。

10 震災・防災教訓の伝承・風化防止

【教育委員会】

福島県だけが経験した未曾有の複合災害の記録や教訓について、国や世代を超えて継承・共有するとともに、今後の防災・減災対策に活かしていくため、東日本大震災・原子力災害伝承館との連携を図りながら、伝承活動を行う。

また、町独自の震災遺構、アーカイブ施設の整備のための基本計画を策定する。

目標 2

大規模自然災害発生直後から救助・
救急、医療活動等が迅速に行われる

(それがなされない場合の必要な対応も含む)

2-1

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

脆弱性評価

1 応急給水体制の整備

大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定の締結や被災者用物資の備蓄に努めている。

双葉地方水道企業団では、災害等に対する各種マニュアルに基づき応急給水体制を構築している。また、災害時の応急復旧や応急給水の応援協力として、双葉郡管工事組合と「災害応急復旧に関する協定」を締結している。

2 上水道施設の防災・減災対策（耐震化・老朽管の更新）

町管内は、特定復興再生拠点区域等へのメインとなる配水管復旧を優先的に実施しており、その管種は耐震管を採用している。しかし、メインの配水管以外の水道管の更新計画は未整備であり、当面修繕により復旧を進めていく。

大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池などの水道施設の耐震化・老朽化対策事業への取組みまでは実施できていない。

3 物資供給体制の充実・強化

大規模自然災害等の発生時において、被災地で必要となる食料や燃料、生活必需品等の物資供給を確保するため、物資等の調達や緊急輸送に関する災害時応援協定を関係団体・事業者等と締結していく必要があるが、原子力災害により全町避難中のため、町内に居住者がいないことから、応援協定等の締結の取組みを進めていない。

4 非常用物資の備蓄

災害発生時においても、避難所へ避難している被災者や在宅被災者等に対し、生活の維持に欠かすことのできない食料や飲料水、生活必需品等の供給を確保するため備蓄を行う必要があり、双葉町産業交流センター内の備蓄倉庫に食料品等を備蓄しているが、備蓄をするための十分な広さ等が確保されていない。

町内への帰還住民等の人数想定が困難であることから、災害時備蓄計画が策定されていない。

5 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化

大規模災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、双葉郡内町村等と相互応援協定、広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築している。

2-1

被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

推進方針

1 応急給水体制の整備

【住民生活課】

大規模自然災害が発生した場合であっても、被災者の飲料水や生活維持に必要な給水を確保するため、飲料水の調達及び輸送に係る災害時応援協定を締結し、被災者用物資を計画的に備蓄する。

双葉地方水道企業団は、定期的な災害対策等マニュアルの見直しが必要であり、構成町の防災計画に沿った応急給水体制の整備を図る。また令和2年度中に、双葉郡管工事組合に協力要請する内容等を精査し、協定内容を見直す。

2 上水道施設の防災・減災対策（耐震化・老朽管の更新）

【住民生活課】

大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池などの水道施設の耐震化・老朽化対策事業への取組みにより、水道の基盤強化と適正管理の確保に取り組む必要があることから、双葉地方水道企業団において、水道管（老朽管）の整備・更新計画を策定する。

町は、将来的な水需要等を考慮して水道施設の耐震化や更新、適切な維持管理を双葉地方水道企業団と連携して計画的に実施する。

3 物資供給体制の充実・強化

【住民生活課】

新規の災害時応援協定の締結や協定締結団体との連携を図り、物資供給体制を充実・強化させる。また、災害時に必要とされる物資と支援物資のミスマッチが懸念されることから、被災者からの情報収集や支援物資の要請、物資受入や配布に関するマニュアルを作成する。

4 非常用物資の備蓄

【住民生活課】

双葉町産業交流センター内の備蓄倉庫の活用を推進するとともに、在庫備蓄の管理・更新について適切な管理を行う。

備蓄倉庫の整備を計画的に推進し、災害時に十分な備蓄品を確保する。

町内への帰還住民の状況により、災害時備蓄計画を策定する。

5 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化

【住民生活課】

国・県との更なる連携強化を図るとともに、大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

6 緊急輸送路の防災・減災対策

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路やそれに連結する主要町道の整備を優先に行っている。

なお、救急救援活動等に必要な避難路については、国や県と連携を図り整備を推進する必要がある。

7 迂回路となり得る農道・林道の整備

農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要があるが、農道・林道の大部分が帰還困難区域であるため、災害復旧の目途が立っていない。

8 避難所の機能確保

原子力災害による全町避難中のため、避難所が指定できていない。

9 自助・共助の取組促進<再掲>

原子力災害による全町避難中のため、町内での自助・共助の取組促進ができない状況である。

10 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化<再掲>

原子力災害による全町避難中のため、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化をすることができていない。

防災情報通信網の整備については、緊急事態に備えて防犯・防災総合システムによる情報の収集と町民に対する災害・被害情報の提供に努めている。

推進方針

6 緊急輸送路の防災・減災対策

【建設課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、東日本大震災により浮彫りとなった主要幹線道路の脆弱性を踏まえた整備計画を国や県と連携し、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を図る。

7 迂回路となり得る農道・林道の整備

【農業振興課】

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を図る。

8 避難所の機能確保

【住民生活課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域内で、役場庁舎等の公共施設に避難所機能を確保する。

9 自助・共助の取組促進<再掲>

【住民生活課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域内では、地域防災力を高めるため、「自助」、「公助」、「共助」の取組みを促進し、情報発信や防災出前講座を実施するなど、災害発生時に帰還住民・移住者が的確な判断に基づき行動できるよう、防災知識の普及・啓発を図る。また、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍している消防団員のさらなる知識向上など、今後も、様々な事業を通じて、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組みを促進する。

10 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化<再掲>

【住民生活課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域で、大規模災害が発生した場合であっても、迅速かつ的確な災害対応を実現するため、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練に参加し、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進する。

2-2

消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価

1 消防広域応援体制の強化<再掲>

双葉地方広域市町村圏組合消防本部との連携強化に努めており、大規模火災訓練を実施し災害に対して迅速かつ確かな対応ができるよう連携を図っている。

町内の消防水利について、消火栓や防火水槽の復旧がされている箇所が数カ所のみのため、消防水利が確保できていない地域は双葉地方広域市町村圏組合消防本部にて、ローリー車による消火活動を実施することになる。

双葉地方広域市町村圏組合消防本部の指令台との連携がされていない。

2 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化<再掲>

大規模災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、双葉郡内町村等と相互応援協定、広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築している。

3 消防防災ヘリの円滑な運行確保

消防防災ヘリの離着陸場の指定がされていない。

4 消防団の充実・強化<再掲>

消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在であるが、原子力災害により、団員が全国各地へ避難している状況から、町内での消防団活動が実施されていない。

避難先での生活が長いことなどから、消防団員の減少や高齢化が進んでいる状況である。

東日本大震災後、婦人消防隊の活動が休止している。

東日本大震災前に町内に整備されていた消防屯所等の20の消防施設について、現在のところ使用できる施設はない。

消防屯所同様に、消防ポンプ車等の消防設備についても更新が必要な状況である。

5 災害に強いまちづくり・消防対策の再構築<再掲>

原子力災害による全町避難中であるため、防災訓練や消防活動が実施出来ない状況にある。

2-2

消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

推進方針

1 消防広域応援体制の強化<再掲>

【住民生活課】

原子力災害による全町避難中ため、町内での消防団活動が十分にできない状況であるが、双葉地方広域市町村圏組合消防本部との訓練を通じて、火災時等の連携強化を図る。

住民の帰還に向けて、町内の消防水利の確保を計画的に実施し、町消防団や双葉地方広域市町村圏組合消防本部の消火活動時に十分な水利を確保する。

町防災行政無線の整備に合わせて、双葉地方広域市町村圏組合消防本部の指令台との連携についても実施する。

2 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化<再掲>

【住民生活課】

国・県との更なる連携強化を図るとともに、大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

3 消防防災ヘリの円滑な運行確保

【住民生活課】

消防防災ヘリの安全かつ円滑な運航を確保するため、消防防災ヘリの離着陸場の確保を推進する。

大規模自然災害発生時などには、消防防災ヘリに対する出動要請と関係機関との連絡体制を確保する必要があることから、各種訓練を通じて、対応力の向上を図る。

4 消防団の充実・強化<再掲>

【住民生活課】

地域防災の要となる消防団の活動を徐々に東日本大震災前の形に戻していくため、町内での警戒活動等の消防団活動を再開する。

消防団員の待遇改善等を図り、若い世代の消防団員の新規入団を促進すると共に、婦人消防隊の活動再開や機能別消防団制度の導入等により、消防団活動の充実を図る。

消防団活動において、消防団員の拠点施設は必要不可欠であることから、避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域内の消防屯所を優先的に復旧する。

消防屯所の復旧に合わせて、消防ポンプ車等の更新を進める。

消防団員の装備の充実を図る。

5 災害に強いまちづくり・消防対策の再構築<再掲>

【住民生活課】

避難指示解除後の町の状況を見据え、指定避難所及び避難場所の検討、災害時における初動体制づくりの構築及び強化を図る。

2-3

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

脆弱性評価

1 透析医療機関での非常時対応体制の整備

災害等に伴う停電・断水が発生した場合であっても透析医療の継続を確保するため、人工透析医療機関における非常用電源や貯水槽の設置による非常時対応体制の整備が求められるが、原子力災害による全町避難中であり、災害時の透析医療体制の情報が無いため確認が必要である。

2 緊急車両等に供給する燃料の確保

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合などと燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を進める必要がある。

2-4

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

脆弱性評価

1 災害時医療救護所開設

被災地の病院等における診療支援等を行うこととなる災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請など、国や県を通じた災害時医療救護所の開設に向けた、災害時医療救護活動マニュアルを作成する必要がある。

2 災害時要援護者の支援

原子力災害による全町避難中のため、町内で開所している医療・福祉施設はない。

3 ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化

救急医等による初期治療時間及び救命救急センターへの搬送時間を短縮し救命率の向上を図るため、ドクターヘリによる広域連携を図っている。

2-3

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

推進方針

1 透析医療機関での非常時対応体制の整備

【健康福祉課】

透析医療機関での非常時対応体制の整備に向け協力支援に取り組む。今後、災害時の透析医療に係る具体的な対応については、福島県災害医療マニュアル等を参考にしながら、県及び各医療機関相互の連携強化に取り組む。

2 緊急車両等に供給する燃料の確保

【総務課】

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合などと燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結する。

現在、町内で再開している店舗等との連携強化を図るなど、災害時における必要な燃料確保に向けた協定を締結する。

2-4

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

推進方針

1 災害時医療救護所開設

【健康福祉課】

災害時医療救護活動マニュアルを作成するとともに、災害時医療救護所の設置に向けた受援計画を作成する。

2 災害時要援護者の支援

【健康福祉課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域に、医療・福祉体制を確保する。

災害時における拠点施設と福祉関係者の確保を図る。

3 ドクターヘリによる救急医療体制の充実・強化

【健康福祉課】【住民生活課】

大規模自然災害時は、救命救急処置を要する重傷外傷患者の増加や道路交通基盤の被災等により、ドクターヘリの需要増大が見込まれることから、円滑な運航を確保するため、町内でのヘリ臨時離着陸場の確保・整備を進める。

脆弱性評価

4 幹線道路・橋梁施設の耐震対策（長寿命化）等<再掲>

東日本大震災で被害のあった幹線道路は、災害復旧が終了しているが、道路施設等の長寿命化計画は未策定である。

東日本大震災での被害や老朽化している橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。

5 病院等施設・社会福祉施設の耐震化等<再掲>

原子力災害による全町避難のため、病院等施設と社会福祉施設の老朽化が進んでいる。

6 福祉避難所の充実・確保<再掲>

原子力災害による全町避難中のため、福祉避難所が指定できていない。

2-5

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

脆弱性評価

1 感染症等予防措置の推進

災害時において、感染症等がまん延する事態を防ぐためには、避難所における手洗い・手指消毒の励行・咳エチケットの徹底・ゴミ保管場所等の適正な衛生管理・4密の回避などの感染症予防対策の実施が不可欠となるため、職員の感染症対応能力の強化と町民への正しい知識の普及啓発が必要である。

2 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進

東日本大震災による下水道被害については平成30年度より被害調査を行っており、令和2年度より復旧工事を施行し、特定復興再生拠点区域内の復旧を優先的に進めている。

東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設の被害を最小限に食い止めることができるよう業務継続計画（BCP）を策定する必要がある。

推進方針

4 幹線道路・橋梁施設の耐震対策（長寿命化）等＜再掲＞

【建設課】

道路施設の長寿命化計画を策定するとともに、緊急輸送路における橋梁の耐震対策や幹線道路の維持補修・整備によって、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、統廃合・更新等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を図る

5 病院等施設・社会福祉施設の耐震化等＜再掲＞

【健康福祉課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域に、病院等施設や社会福祉施設を整備する場合には、自ら避難することが困難な患者や入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療や福祉サービスの提供を継続し、被災した患者の受け入れや福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、耐震化等の防災・減災の対策を図る。

6 福祉避難所の充実・確保＜再掲＞

【健康福祉課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域に、病院等施設や社会福祉施設を整備する場合には、自ら避難することが困難な患者や入所者の安全を確保するとともに、災害時にあっても医療や福祉サービスの提供を継続し、被災した患者の受け入れや福祉避難所としての機能を確保する必要があることから、耐震化等の防災・減災の対策を図る。

また、関係機関と連携して福祉避難所の運営訓練を実施するとともに福祉避難所の充実・確保を促進していく。

2-5

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

推進方針

1 感染症等予防措置の推進

【健康福祉課】

災害時において、疾病や感染症予防対策のリーダーとして活躍できる人材の育成を進めるとともに、平常時から予防接種や感染症に関する情報提供・検査実施体制の整備・感染症に関する正しい知識や予防策についての普及啓発等に取り組み、感染症予防対策を推進していく。

2 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進

【建設課】

下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定める下水道業務継続計画（BCP）を策定し、それに基づく訓練の実施や計画の見直し等により、対応従事者のスキルアップを図る。

3 下水道施設の維持管理・耐震化

自然災害等により下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから適切な維持管理が必要とされている。

4 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽設置への転換促進

平成 12 年に改正された浄化槽法により、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の新設は原則禁止となったが、それ以前に設置された単独処理浄化槽は残存しており、原子力災害による全町避難中のため、老朽化が進んでいる。

5 家畜伝染病対策の充実・強化

原子力災害による全町避難のため、家畜防疫対策は実施していない。

推進方針

3 下水道施設の維持管理・耐震化

【建設課】

下水道長寿命化計画を含めたストックマネジメントを策定し、下水道施設の持続的な機能を確保する。

4 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽設置への転換促進

【建設課】

福島県浄化槽整備事業費補助金による補助事業を活用し、下水道供用区域外（除外となった地区含む）の浄化槽設置を含む合併処理浄化槽の設置への転換を図る。

5 家畜伝染病対策の充実・強化

【農業振興課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域で家畜の飼育が始まった後、大規模自然災害時の際に家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄を図るとともに、防疫演習実施により精度を上げる。また、防疫対策業務に関する関係機関との協定を締結する。

関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る。

目標 3

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価

1 災害対策本部機能の強化

原子力災害による全町避難のため、災害対策本部の設置場所となる施設が、双葉町いわき事務所となっている。

双葉町内で災害が発生した場合の現地での対応については双葉町コミュニティーセンター連絡所が現地対策本部となるが、防災連絡事務システム端末等のネットワーク通信がない状況となっているため2拠点での連携体制を構築する必要がある。

2 町有施設（役場庁舎等）の耐震化等<再掲>

大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害活動を行うため、防災拠点となる役場庁舎・公共施設の耐震性を確保する必要がある。また、地域住民や施設利用者等の安全確保のために一時避難所としての機能などを備えるため、施設の安全性や耐震性を確保する必要がある。

大半の町有施設は、東日本大震災の影響により、半壊のり災判定を受けている。

特定復興再生拠点区域内の町有施設は、復旧又は解体の検討を実施しているところである。

双葉町コミュニティーセンター連絡所は平成28年度から一部機能を復旧し、施設の一部を利用可能としているが、今後、施設全体の改修による機能回復を実施しなければならない。

3 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化<再掲>

原子力災害による全町避難中のため、国、県、市町村のほか、警察、消防、自衛隊などの防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化をすることができていない。

防災情報通信網の整備については、緊急事態に備えて防犯・防災総合システムによる情報の収集と町民に対する災害・被害情報の提供に努めている。

4 緊急車両等に供給する燃料の確保<再掲>

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合などと燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を進める必要がある。

3-1

町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

推進方針

1 災害対策本部機能の強化

【住民生活課】【総務課】

令和4年春頃に目指している特定復興再生拠点区域の避難指示解除後は、町内に建設予定となっている役場庁舎が災害対策本部となるため、防災拠点としての安全性の確保や機能継続が十分に対応できる庁舎を整備する。

また、業務継続体制の充実・強化に取り組んでいくことも必要となるため、優先的に実施すべき業務を位置づける業務継続計画及び災害時の応援職員の受援計画を策定する。

2 町有施設（役場庁舎等）の耐震化等<再掲>

【総務課】

大規模災害発生時に応急対策活動の拠点となる施設（役場庁舎・公共施設）及び不特定多数の方が使用する一定規模以上の建築物について、施設の復旧整備を進めつつ、全庁的な進行管理を行いながら公共施設の耐震化を進める。

3 訓練実施等による防災関係機関との連携体制及び災害対応力の強化<再掲>

【住民生活課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域で、大規模災害が発生した場合であっても、迅速かつ的確な災害対応を実現するため、地域住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、県総合防災訓練をはじめ、様々な避難訓練や情報伝達訓練に参加し、関係機関の連携体制及び災害対応力の強化を推進する。

4 緊急車両等に供給する燃料の確保<再掲>

【総務課】

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合などと燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結する。

現在、町内で再開している店舗等との連携強化を図るなど、災害時における必要な燃料確保に向けた協定を締結する。

5 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化<再掲>

大規模災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、双葉郡内町村等と相互応援協定、広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築している。

6 業務継続に必要な体制の整備

大規模災害発生時に町の各機関が自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合であっても、優先的に実施すべき業務を的確に行うため、業務継続計画を策定する必要がある。

令和4年春頃を目標としている特定復興再生拠点区域の避難指示解除後、町災害対策本部の設置場所となる役場庁舎及び代替え施設の耐震化や非常用発電機の設置を図っていく必要がある。

災害業務に対応できるよう、平常時においても連携体制を強化し、防災拠点化を推進していく必要がある。

7 他自治体等からの支援の受入整備

町の職員・施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、被災地の復旧・復興が遅れる事態を回避するため、国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の受入等を円滑に行う体制及び施設の整備が求められている。

8 総合行政情報システムのクラウド化

総合行政情報システム及び基幹系システムは、災害時の安定運用を目的に、システムサーバーの一部をデータセンター及び役場庁舎に分散しているが、データの分散が十分ではない。サーバーや電話交換機等の通信機器について、大規模自然災害等の発生時において、役場庁舎が被災した場合、システムの運用がストップしてしまう可能性がある。

推進方針

5 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化<再掲> 【住民生活課】

国・県との更なる連携強化を図るとともに、大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

6 業務継続に必要な体制の整備 【総務課】【住民生活課】

業務継続体制の充実・強化への取組みが必要であり、町災害対策本部の設置場所となる役場庁舎及び代替え施設の耐震化や、非常用発電機の設置により、災害発生時の困難な状況下であっても、業務が継続できる施設整備を図る。

今後は、業務継続計画の策定、通勤手段等に制限を設けた状況下における職員参集訓練の実施や、非常時優先業務の見直しなど、業務継続の実効性を高める取組みを実施していくとともに、災害対応等に必要不可欠な行政機能の確保に向けたBCPを作成する。

また、双葉町内に防災機能施設として位置付ける代替え施設を設置する。

7 他自治体等からの支援の受入整備 【総務課】

引き続き、国等の関係機関との連携を密にしながら、新たに災害が発生した際には、人的・物的支援を速やかに受け入れるスキームの構築を進めていく必要がある。

8 総合行政情報システムのクラウド化 【総務課】

大規模自然災害等の発生時において、役場庁舎が被災した場合でも、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、移設が可能なシステムサーバー等をデータセンターへ移設し、代替施設との間を専用回線で結ぶデータセンター設置方式への変更や、クラウド方式への変更を進める。

目標 4

大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

脆弱性評価

1 災害対策本部機能の強化<再掲>

原子力災害による全町避難のため、災害対策本部の設置場所となる施設が、双葉町いわき事務所となっている。

双葉町内で災害が発生した場合の現地での対応については双葉町コミュニティーセンター連絡所が現地対策本部となるが、防災連絡事務システム端末等のネットワーク通信がない状況となっているため2拠点での連携体制を構築する必要がある。

2 町民等への情報伝達体制の強化・手段の多重化<再掲>

災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって町が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及びヤフー「天気・災害」ページで閲覧できる体制を構築し、実際の災害発生時において避難所情報等の配信が行われている。

また、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページを活用した情報発信に取り組んでいる。

4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

脆弱性評価

1 町民等への情報伝達体制の強化・手段の多重化<再掲>

災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって町が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及びヤフー「天気・災害」ページで閲覧できる体制を構築し、実際の災害発生時において避難所情報等の配信が行われている。

また、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページを活用した情報発信に取り組んでいる。

4-1

電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

推進方針

1 災害対策本部機能の強化<再掲>

【住民生活課】【総務課】

令和4年春頃を目指している特定復興再生拠点区域の避難指示解除後は、町内に建設予定となっている役場庁舎が災害対策本部となるため、防災拠点としての安全性の確保や機能継続が十分に対応できる庁舎を整備する。

また、業務継続体制の充実・強化に取り組んでいくことも必要となるため、優先的に実施すべき業務を位置づける業務継続計画及び災害時の応援職員の受援計画を策定する。

2 町民等への情報伝達体制の強化・手段の多重化<再掲>

【秘書広報課】【住民生活課】

災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって町が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及び登録制メールにより情報提供を行う環境を構築し、実際の災害発生時において避難所情報等の配信を行う。

また、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページ等を活用した情報の発信をしていく。

県との情報連携を進めるとともに、今後も、関係機関及び放送・通信事業者との連携強化を図り、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、町民への情報伝達体制の強化を推進する。

4-2

テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

推進方針

1 町民等への情報伝達体制の強化・手段の多重化<再掲>

【秘書広報課】【住民生活課】

災害関連情報の途絶及び伝達の遅れによる被害拡大を防ぐため、災害情報共有システム（Lアラート）の運用によって町が発表する災害関連情報をNHKデータ放送及び登録制メールにより情報提供を行う環境を構築し、実際の災害発生時において避難所情報等の配信を行う。

また、携帯電話事業者との契約に基づく緊急速報メールの配信やホームページ等を活用した情報の発信をしていく。

県との情報連携を進めるとともに、今後も、関係機関及び放送・通信事業者との連携強化を図り、適時の情報発信と情報提供手段の多重化を図り、町民への情報伝達体制の強化を推進する。

目標 5

大規模自然災害発生後であっても、
経済活動（サプライチェーンを含む）
を機能不全に陥らせない

脆弱性評価

1 緊急輸送路の防災・減災対策<再掲>

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路やそれに連結する主要町道の整備を優先に行っている。

なお、救急救援活動等に必要な避難路については、国や県と連携を図り整備を推進する必要がある。

2 迂回路となり得る農道・林道の整備<再掲>

農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要があるが、農道・林道の大部分が帰還困難区域であるため、災害復旧の目途が立っていない。

3 幹線道路、橋梁施設の耐震対策（長寿命化）等<再掲>

東日本大震災で被害のあった幹線道路は、災害復旧が終了しているが、道路施設等の長寿命化計画は未策定である。

東日本大震災での被害や老朽化している橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。

4 企業の事業継続力強化の支援

県では、県内企業の事業継続計画（BCP）策定促進に向けて、県及び商工関係5団体で「福島県事業継続計画（BCP）策定支援に関する協定」を締結し、専門チームによる県内事業者への個別訪問や県と協定団体によるBCP策定支援セミナーの開催等により、各事業者の実態に応じた個別具体的なBCP策定支援に取り組んでいる。

町では、BCPや事業継続力強化計画の策定を支援し、防災・減災対策の取組みを県や福島相双復興推進機構（官民合同チーム）と連携して推進していく必要がある。

5-1

サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

推進方針

1 緊急輸送路の防災・減災対策<再掲>

【建設課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、東日本大震災により浮彫りとなった主要幹線道路の脆弱性を踏まえた整備計画を国や県と連携し、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を図る。

2 迂回路となり得る農道・林道の整備<再掲>

【農業振興課】

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を図る。

3 幹線道路、橋梁施設の耐震対策（長寿命化）等<再掲>

【建設課】

道路施設の長寿命化計画を策定するとともに、緊急輸送路における橋梁の耐震対策や幹線道路の維持補修・整備によって、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、統廃合・更新等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を図る

4 企業の事業継続力強化の支援

【復興推進課】

町では、BCPや事業継続力強化計画の策定を支援し、県と連携して防災・減災対策の取組みを図る。

脆弱性評価

1 緊急輸送路の防災・減災対策<再掲>

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路やそれに連結する主要町道の整備を優先に行っている。

なお、救急救援活動等に必要な避難路については、国や県と連携を図り整備を推進する必要がある。

2 迂回路となり得る農道・林道の整備<再掲>

農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要があるが、農道・林道の大部分が帰還困難区域であるため、災害復旧の目途が立っていない。

3 食料生産基盤の整備

特定復興再生拠点区域内の農地は、国による除染作業が実施されている。

食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しているが、農地の荒廃は自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、現在は、地権者を中心に農地保全管理組合を設立し、農地の保全管理を行うとともに営農再開やほ場の区画整理に向けて取り組んでいる。

4 営農再開の支援

現在も原子力災害による全町避難中のため、営農活動が中断され、農畜産物の出荷等が制限されている状況である。

双葉町復興まちづくり計画（第2次）や特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、両竹地区、羽鳥地区、長塚地区の一部を対象に、令和2年4月に「双葉町地域営農再開ビジョン」を策定した。

5 農業水利等施設の適正な保全管理・長寿命化等

農業生産活動の基盤となる農業水利施設は、多くが旧来型で老朽化が進んでいる。災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要があるが、原子力災害による全町避難中であり、進めることができない。

推進方針

1 緊急輸送路の防災・減災対策<再掲>

【建設課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、東日本大震災により浮彫りとなった主要幹線道路の脆弱性を踏まえた整備計画を国や県と連携し、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を図る。

2 迂回路となり得る農道・林道の整備<再掲>

【農業振興課】

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を図る。

3 食料生産基盤の整備

【農業振興課】

特定復興再生拠点区域や両竹地区の農地の保全に取り組む一方で、安定的かつ効率的な営農再開に向けて、ほ場整備事業を実施する。

出荷制限解除に向けて、両竹地区や特定復興再生拠点区域内で農作物の試験栽培を実施する。

4 営農再開の支援

【農業振興課】

「双葉町地域営農再開ビジョン」に基づき、農地保全や試験栽培・作付実証、ほ場整備等を実施し、営農再開に向けて、地域の農業者等と継続的に協議を行う。

また、ビジョンが策定されていない地域においては、地域の農業者と協議を進め策定する。

5 農業水利等施設の適正な保全管理・長寿命化等

【農業振興課】

受益者及び請戸川土地改良区等の施設関係機関と連携して農業水利等施設を適正に管理し、計画的に更新する。

目標 6

大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これからの早期復旧を図る

6-1

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

脆弱性評価

1 緊急車両等に供給する燃料の確保<再掲>

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合などと燃料等の供給に関する災害時応援協定の締結を進める必要がある。

2 再生可能エネルギーの導入拡大

電力需給調整問題や系統基盤の脆弱さへ対応するとともに、産業集積と地域経済の活性化を図るため、再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいる。大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入を促進し、エネルギー供給源の多様化を図っていく必要があることから、双葉町産業交流センターにおいて太陽光発電設備の導入をしている。また、民間企業による両竹、渋川及び鴻草地区においても太陽光発電設備の導入がされている。

6-2

上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

1 上水道施設の防災・減災対策（耐震化・老朽管の更新）<再掲>

町管内は、特定復興再生拠点区域等へのメインとなる配水管復旧を優先的に実施しており、その管種は耐震管を採用している。しかし、メインの配水管以外の水道管の更新計画は未整備であり、当面修繕により復旧を進めていく。

大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池などの水道施設の耐震化・老朽化対策事業への取り組みまでは実施できていない。

2 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進<再掲>

東日本大震災による下水道被害については平成 30 年度より被害調査を行っており、令和 2 年度より復旧工事を施行し、特定復興再生拠点区域内の復旧を優先的に進めている。

東日本大震災と同程度の大地震を想定し、下水道施設の被害を最小限に食い止めることができるよう業務継続計画（BCP）を策定する必要がある。

6-1

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

推進方針

1 緊急車両等に供給する燃料の確保<再掲>

【総務課】

大規模自然災害等の発生時において、緊急車両や施設等で必要となる燃料の供給を確保するため、福島県石油業協同組合などと燃料等の供給に関する災害時応援協定を締結する。

現在、町内で再開している店舗等との連携強化を図るなど、災害時における必要な燃料確保に向けた協定を締結する。

2 再生可能エネルギーの導入拡大

【復興推進課】

大規模災害発生時においても、生活・経済活動に必要なエネルギーの供給を確保するため、再生可能エネルギーを始めとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入拡大を促し、エネルギー供給源の多様化を図るとともに、産業集積と地域経済の活性化を促進する。

双葉駅西側地区に整備する公営住宅において、太陽光発電設備や蓄電池の設置を検討するなど、災害に備えた設備の推進を図る。

6-2

上下水道等の長期間にわたる機能停止

推進方針

1 上水道施設の防災・減災対策（耐震化・老朽管の更新）<再掲>

【住民生活課】

大規模自然災害が発生した場合であっても、水道による給水機能を確保するため、基幹管路や配水池などの水道施設の耐震化・老朽化対策事業への取組みにより、水道の基盤強化と適正管理の確保に取り組む必要があることから、双葉地方水道企業団において、水道管（老朽管）の整備・更新計画を策定する。

町は、将来的な水需要等を考慮して水道施設の耐震化や更新、適切な維持管理を双葉地方水道企業団と連携して計画的に実施する。

2 下水道業務継続計画（BCP）の策定・推進<再掲>

【建設課】

下水道施設が被災した場合であっても、速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を維持・回復することを目的として、事前対策や非常時対応等について定める下水道業務継続計画（BCP）を策定し、それに基づく訓練の実施や計画の見直し等により、対応従事者のスキルアップを図る。

脆弱性評価

3 下水道施設の維持管理・耐震化<再掲>

自然災害等により下水道施設の機能が損なわれた場合、疫病や感染症等がまん延するリスクがあることから適切な維持管理が必要とされている。

4 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽設置への転換促進<再掲>

平成 12 年に改正された浄化槽法により、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の新設は原則禁止となったが、それ以前に設置された単独処理浄化槽は残存しており、原子力災害による全町避難中のため、老朽化が進んでいる。

6-3

地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価

1 緊急輸送路の防災・減災対策<再掲>

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、緊急輸送道路やそれに連結する主要町道の整備を優先に行っている。

なお、救急救援活動等に必要な避難路については、国や県と連携を図り整備を推進する必要がある。

2 迂回路となり得る農道・林道の整備<再掲>

農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備していく必要があるが、農道・林道の大部分が帰還困難区域であるため、災害復旧の目途が立っていない。

3 幹線道路、橋梁施設の耐震対策（長寿命化）等<再掲>

東日本大震災で被害のあった幹線道路は、災害復旧が終了しているが、道路施設等の長寿命化計画は未策定である。

東日本大震災での被害や老朽化している橋梁について、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防保全を取り入れた長寿命化対策に取り組んでいる。

4 道路の除雪体制等の確保<再掲>

5 cm 以上になる積雪となるのは年間数回程度であるが、適宜適切な除雪を行い凍結抑制剤の散布等に取り組んでいる。

推進方針

3 下水道施設の維持管理・耐震化<再掲>

【建設課】

下水道長寿命化計画を含めたストックマネジメントを策定し、下水道施設の持続的な機能を確保する。

4 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽設置への転換促進<再掲>

【建設課】

福島県浄化槽整備事業費補助金による補助事業を活用し、下水道供用区域外（除外となった地区含む）の浄化槽設置を含む合併処理浄化槽の設置への転換を図る。

6-3

地域交通ネットワークが分断する事態

推進方針

1 緊急輸送路の防災・減災対策<再掲>

【建設課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮して指定されている道路であることから、東日本大震災により浮彫りとなった主要幹線道路の脆弱性を踏まえた整備計画を国や県と連携し、緊急輸送ネットワークの機能強化及び通行の安全・安心の確保を図る。

2 迂回路となり得る農道・林道の整備<再掲>

【農業振興課】

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や孤立集落の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を図る。

3 幹線道路、橋梁施設の耐震対策（長寿命化）等<再掲>

【建設課】

道路施設の長寿命化計画を策定するとともに、緊急輸送路における橋梁の耐震対策や幹線道路の維持補修・整備によって、緊急輸送ネットワークの強化を図るとともに、統廃合・更新等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図り、安全性の確保に向けた橋梁の長寿命化対策を図る

4 道路の除雪体制等の確保<再掲>

【建設課】

町内事業者及び建設業組合に委託し連携を取りつつ、冬季間における道路の除雪及び凍結防止作業を迅速かつ適切に行い、安全な通行を確保する。

5 河川管理施設の整備等<再掲>

県は、台風や集中豪雨などの治水対策として、東日本大震災で被害にあった河川は、災害復旧等を実施するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ的確な初動対応を実現できるよう河川管理等施設等の適正管理に取り組んでいる。また、水門・樋門等の河川管理施設は、県管理と町管理と分かれているが、耐用年数を超過する施設もあることから、県と連携しながら、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を常時確保する必要がある。

なお、原子力災害による全町避難中のため、現地での状況確認に時間を要してしまう。

6 鉄道施設の復旧・基盤強化

大規模災害発生時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保が必要である。

J R路線についても基盤強化に向け、鉄道事業者と連携を図りながら継続して取り組むとともに、東西自由通路や構造物等の耐震性の強化や安全性向上に資する設備の整備等に対して、国との緊密な連携の下、必要な支援に取り組む必要がある。

7 地域公共交通の確保

地域公共交通は、災害時の救援に係わる物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、地域住民の生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤である。

原子力災害による全町避難中であるが、避難指示解除区域における経済活動再開や交流人口拡大を見据え、J R双葉駅と避難指示解除区域との区間の二次交通確保に取り組んでいる。

6-4

異常湧水等による用水の供給途絶

1 ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備<再掲>

県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく、危険個所の基礎調査を令和2年度から町内の一部地域で実施している。

町では、県による基礎調査の結果を基に、土砂災害ハザードマップを作成していく必要がある。

推進方針

5 河川管理施設の整備等<再掲>

【建設課】

台風や津波などの治水対策として、河川管理者に対し河川改修や浚渫、河川施設の長寿命化等を要請する。大規模自然災害に対しては、ライブカメラの設置等を検討するなど、迅速かつ的確な初動対応のため連携の強化を図る。

6 鉄道施設の復旧・基盤強化

【復興推進課】

大規模災害発生時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者に駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保を引き続き求める。

東西自由通路等施設は完成したばかりだが、利用者の安全確保に向けて、機能拡充など駅西口や駅東口の駅前広場との一体的整備を図る必要があることから、将来的な利便性向上や災害時の防災機能の強化を図る。

7 地域公共交通の確保

【復興推進課】

地域公共交通は、災害時の救援に係わる物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、地域住民の生活を支え、障がい者や高齢者の福祉施設・病院等への移動、サービスを受けるためにも必要であることから、二次交通の確保をするため、地域公共交通網形成計画の策定に取り組む。

6-4

異常渇水等による用水の供給途絶

推進方針

1 ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備<再掲>

【建設課】【住民生活課】

町では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、県により土砂災害警戒区域が指定され次第、土砂災害ハザードマップを作成する。

また、マップを活用して土砂災害防止施設の整備を県に要望するとともに、令和4年春頃の避難指示解除後に、帰還した住民への出前講座等を開催し、土砂災害の防止を図る。

2 砂防関係施設の維持管理<再掲>

砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、石熊地区の砂防施設の定期点検や修繕等の機能保持に県と連携しながら取り組んでいる。

2 砂防関係施設の維持管理<再掲>

【建設課】

100年に1度と言われている豪雨災害が頻繁に起こり得る現況であり、山地法面の崩落等山地災害が発生しやすい状況になっていることから、砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮しつつ、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理を計画的に進めるよう、県に要望する。

目標 7
制御不能な二次災害を発生させない

7-1

ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性評価

1 農業水利等施設の適正な保全管理・長寿命化等<再掲>

農業生産活動の基盤となる農業水利施設は、多くが旧来型で老朽化が進んでいる。災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要があるが、原子力災害による全町避難中であり、進めることができない。

2 農業用ため池ハザードマップの作成等

農業用ため池の防災・減災対策として、ため池の浸水想定や点検・診断等の調査を進めるとともに、防災重点ため池である琵琶湖ため池のハザードマップを作成している。

3 河川管理施設の整備等<再掲>

県は、台風や集中豪雨などの治水対策として、東日本大震災で被害にあった河川は、災害復旧等を実施するとともに、大規模自然災害が発生したとしても迅速かつ確かな初動対応を実現できるよう河川管理等施設等の適正管理に取り組んでいる。また、水門・樋門等の河川管理施設は、県管理と町管理と分かれているが、耐用年数を超過する施設もあることから、県と連携しながら、長寿命化計画に基づく計画的な補修・更新を行い、河川管理施設の正常な状態を常時確保する必要がある。

なお、原子力災害による全町避難中のため、現地での状況確認に時間を要してしまう。

4 海岸保全施設の整備等<再掲>

県では、津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取り組んでおり、無堤区間の解消や背後地の保全に向けて必要な施設整備を引き続き進めるとともに、今後老朽化していく施設の計画的かつ効率的な維持管理を推進するため、長寿命化計画を策定し、点検・更新等を適切に行っていく必要がある。

5 ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備<再掲>

県では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく、危険個所の基礎調査を令和2年度から町内の一部地域で実施している。

町では、県による基礎調査の結果を基に、土砂災害ハザードマップを作成していく必要がある。

7-1

ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

推進方針

1 農業水利等施設の適正な保全管理・長寿命化等<再掲>

【農業振興課】

受益者及び請戸川土地改良区等の施設関係機関と連携して農業水利等施設を適正に管理し、計画的に更新する。

2 農業用ため池ハザードマップの作成等

【農業振興課】

農業用ため池の防災・減災対策として、ため池の浸水想定や点検・診断等の調査を進めるとともに、琵琶湖ため池以外のため池についてもハザードマップを作成する。

3 河川管理施設の整備等<再掲>

【建設課】

台風や津波などの治水対策として、河川管理者に対し河川改修や浚渫、河川施設の長寿命化等を要請する。大規模自然災害に対しては、ライブカメラの設置等を検討するなど、迅速かつ的確な初動対応のため連携の強化を図る。

4 海岸保全施設の整備等<再掲>

【建設課】【農業振興課】

津波、高潮、波浪等への防災・減災対策として、東日本大震災で被災した堤防や護岸等の海岸保全施設の整備に取組み、無堤区間の解消や背後地の保全を推進するとともに、今後老朽化していく施設に係る長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な維持管理を図る。

5 ソフト・ハードが一体となった総合的な土砂災害防止対策の整備<再掲>

【建設課】【住民生活課】

町では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、県により土砂災害警戒区域が指定され次第、土砂災害ハザードマップを作成する。

また、マップを活用して土砂災害防止施設の整備を県に要望するとともに、令和4年春頃の避難指示解除後に、帰還した住民への出前講座等を開催し、土砂災害の防止を図る。

脆弱性評価

6 砂防関係施設の維持管理<再掲>

砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、石熊地区の砂防施設の定期点検や修繕等の機能保持に県と連携しながら取り組んでいる。

7-2

有害物質の大規模流出・拡散

脆弱性評価

1 有害物質の流出・拡散対策の推進

災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を防止するため、有害物質を取り扱う工場・事業所における化学物質の使用量・製造量や周辺環境（大気・排出水等）を把握する必要がある。

町では、水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び福島県生活環境の保全等に関する条例その他の関連法令に基づき、県とともに、有害物質の拡散・流出防止対策を推進していく必要がある。

2 アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体

災害発生時においてアスベスト使用建築物が損壊・破損することに伴い、アスベストが飛散・暴露するおそれがあるため、平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための準備を進めておく必要がある。

3 PCB廃棄物の適正処理

町は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、対策地域に指定されている。対策地域内廃棄物は、国で処理を行っており、PCB廃棄物も原則として対策地域内廃棄物とみなし国で処理している。

災害等の発生によってPCBが拡散・流出する事態を防止するためには、保管事業者がPCB廃棄物を速やかにかつ適正に処理するとともに、処理完了までの間において本体・保管容器の転倒・漏れ防止対策等に留意した適正保管を実施することが求められる。PCB廃棄物の適正処理を促進するため、今後も引き続き、事業者に対する指導等を継続・強化していく必要がある。

推進方針

6 砂防関係施設の維持管理<再掲>

【建設課】

100年に1度と言われている豪雨災害が頻繁に起こり得る現況であり、山地法面の崩落等山地災害が発生しやすい状況になっていることから、砂防設備及び地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、砂防関係施設の長寿命化や技術革新等に対応した更新によるコスト縮減に配慮しつつ、既存施設の現状把握、機能・効果等の判定を行い、施設の維持管理を計画的に進めるよう、県に要望する。

7-2

有害物質の大規模流出・拡散

推進方針

1 有害物質の流出・拡散対策の推進

【住民生活課】

災害・事故発生時の化学物質による環境汚染を防止するため、工場・事業場における化学物質の使用量・製造量の把握や周辺環境（大気・排出水等）の調査に取り組む。

有害物質を取り扱う事業所に対し指導・啓発を実施し、有害物質の拡散・流出の事前防止対策を推進する。
可燃物の取り扱いは消防本部と連携する。

2 アスベスト使用被災建築物の適切な管理・解体

【住民生活課】

平常時から関係部局等との連携の下、アスベスト使用建築物の所在情報を把握するとともに、災害時において迅速かつ的確な応急対策を行うための体制整備を進める。

特定復興再生拠点区域内のアスベスト使用公共施設については、速やかに国と連携し、解体撤去を進めていく。

3 PCB廃棄物の適正処理

【住民生活課】

災害等の発生によってPCBが拡散・流出する事態を防止するためには、保管事業者がPCB廃棄物を速やかにかつ適正に処理するとともに、処理完了までの間において本体・保管容器の転倒・漏れ防止対策等に留意した適正保管を実施することが求められることから、事業者に対する指導等を継続・強化し、PCB廃棄物の適正処理を促進する。

公共施設でのPCB廃棄物を確認し、国へ処理依頼する。

脆弱性評価

1 原子力発電所の安全監視

廃炉に向けた取組みやトラブルの状況等を確認するため、市町村や専門家等で構成する各種会議体にて、情報共有及びトラブル対策について検討・助言をし、安全な廃炉作業を行うよう改善を図っている。

使用済燃料の取り出し作業が進められる中、自然災害によって汚染水の流出や放射性物質の飛散が生じることのないよう、毎日東京電力よりプラント等の状況報告を受けている。

2 原子力防災体制の充実・強化

原子力災害の教訓を踏まえ、地域防災計画（原子力災害対策編）の修正を行い、原子力防災体制の充実・強化を進めている。

「福島県原子力災害広域避難計画」の実効性を高めるため、県主催の原子力防災訓練が毎年実施され、課題の抽出や関係者の対応能力向上に努めている。

3 原子力災害時避難対策の推進

新たな原子力災害発生時における円滑な住民避難に向けては、県において「福島県原子力災害広域避難計画」が策定されており、原子力災害対策重点区域 13 市町村の避難先市町村、具体的な避難施設及び避難ルートを予め定めている。町は、白河市、泉崎村、矢吹町、中島村、棚倉町、石川町へ避難することとなっている。

県と連携しながら、町の広域避難計画の策定に取り組んでいるが、一時集合場所の確保等ができておらず、広域避難計画の策定には至っていない。

自家用車にて広域避難する際、渋滞の発生が想定されることから、「原子力災害時における避難に伴う渋滞対策検討会」が設置され、円滑な広域避難に向けた課題の整理やその解決に向けた検討が進められている。

4 広域避難計画に基づく住民避難訓練の実施

町地域防災計画に基づき広域避難計画の策定に取り組んでおり、「福島県原子力災害広域避難計画」との整合性を図りながら、計画策定を進める。

広域避難の実施にあたり、町民への伝達手段の多重化を図る必要がある。

町民に県原子力防災訓練への参加を促し、防災意識向上を図る必要がある。

原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく**推進方針****1 原子力発電所の安全監視****【復興推進課】**

ヒューマンエラーによるトラブルが多発しており、技術力の低下が目立つ状況であることから、技術の継承及び向上等教育の徹底を東京電力に改めて要望する。

立地町として廃炉作業をしっかりと監視し、復興の妨げにならぬよう国及び東京電力に万全の対策を求めていく。

2 原子力防災体制の充実・強化**【住民生活課】**

地域防災計画（原子力災害対策編）の修正を適宜行い、実効性のある計画とするため各種研修・訓練等に参加し、原子力防災体制の充実を図る。

原子力災害発生時に町民の被ばくを少なくするため、原子力災害時避難対策マニュアルの作成及び原子力防災訓練を実施する。

3 原子力災害時避難対策の推進**【住民生活課】**

「福島県原子力災害広域避難計画」の実効性を高めるため、災害時に円滑な避難が実施できるように、平時から広域避難先市町村と密接な関係を構築する。

住民帰還に合わせて、広域避難計画の策定を行うとともに、計画の実効性についての検証を行い、適宜修正を行う。

広域避難計画での中継基地設定を県とともに設定する。

4 広域避難計画に基づく住民避難訓練の実施**【住民生活課】**

住民帰還に合わせて、広域避難計画の策定を行うとともに、計画の実効性についての検証を行い、適宜修正を行う。

防災行政無線が現在閉局中であることから、緊急放送スピーカー（有線）を活用した伝達手段を主としているが、デジタル防災行政無線や業務用移動通信システム（MCA）等の伝達手段の拡充を図る。

県原子力防災訓練への積極的な参加を促し、広域避難の流れや一時集合場所の確認等を行うことで、住民の防災意識向上を図る。

5 関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化

いかなる災害が発生したとしても、国、市町村、関係機関及び原子力事業者等と速やかに情報を共有し、的確な初動対応を行うための連絡体制を確保する必要がある。

原子力災害に備えた緊急時通信連絡体制の整備として、緊急時連絡網システムの定期点検や通信訓練を実施している。

原子力事業者防災業務計画（福島第一原子力発電所）に基づいた防災対策等の内容確認を実施している。

6 放射線モニタリング体制の充実・強化

町では、町内全域において年に5回 445箇所的空間線量率の定点モニタリングや環境試料の分析を実施し、福島県放射能測定マップ等を活用して県内外に情報を発信している。

地震、津波、台風等の自然災害等を原因とした放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、今後も引き続き国、県と協力しながら放射線モニタリング体制を確保していく必要がある。

7 放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理

災害発生時においても汚染廃棄物が適正に処理される体制を確保するため、国、県、防災関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認や災害対応の合同訓練の実施等に取り組む必要がある。

町内で対象となる廃棄物においては、放射性物資汚染対処特措法に基づき、国が処理を行っている。

8 中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保

町では、除染により発生した除去土壌等は、国が中間貯蔵施設で、最終処分までの間、安全に集中的に貯蔵する事業を進めており、国、県、大熊町と締結した安全協定に基づく状況確認や環境安全委員会等により、施設と除去土壌等の輸送の安全確認を行っている。

災害発生時においても安全な輸送及び保管における適正な管理体制を確保するため、関係機関が連携し、災害発生時の連絡体制の確認や災害対応の合同訓練の実施等に取り組む必要がある。

推進方針

5 関係機関・原子力事業者との情報連絡体制の充実・強化 【住民生活課】【復興推進課】

いかなる災害が発生したとしても、国、市町村、関係機関及び原子力事業者等と速やかに情報を共有し、的確な初動対応を行うため、TV会議システムの町内への役場庁舎の整備にあたり、緊急時連絡網システムについても移設が必要となることから、災害時に情報伝達を行いやすい配置とするため、整備にあたり県と調整を行う。

6 放射線モニタリング体制の充実・強化 【住民生活課】

地震、津波、台風等の自然災害等を原因として放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、原子力発電所・中間貯蔵施設等の影響監視を行うとともに、空間線量率のモニタリングや環境試料の分析、福島県放射能測定マップ等を活用した情報発信等に取り組み、放射線モニタリング体制の充実・強化を図る。

7 放射性物質に汚染された廃棄物の適正処理 【住民生活課】

国、県、防災関係機が連携し、災害発生時の連絡体制の確認や災害対応の合同訓練の実施等に取り組み、災害発生時においても汚染廃棄物が適正に処理される体制を確保する。

町で発生した廃棄物においては、放射性物資汚染対処特措法に基づき、国と連携し処理を行う。

8 中間貯蔵施設及び除去土壌等の輸送の安全確保 【建設課】

町では、除染により発生した除去土壌等は、国が中間貯蔵施設で、最終処分までの間、安全に集中的に貯蔵する事業を進めており、国、県、大熊町と締結した安全協定に基づく状況確認や環境安全委員会等により、施設と除去土壌等の輸送の安全確認を引き続き行う。

災害発生時においても除去土壌等の安全な輸送及び保管における適正な管理体制を確保するため、国、県、大熊町、警察、消防等の関係機関の連絡体制の確立や合同訓練を実施する。また、国に輸送路のパトロール等の強化をさらに求め、異常がある輸送路の補修・保全を図る。

9 除染により発生した除去土壌等の適切な管理

町は、除染特別地域に指定されていることから、国が除染により発生した除去土壌等については、現場又は仮置等で遮へいした状態で保管されており、中間貯蔵施設へ搬出するまでの間の安全性を確保している。

災害発生時において仮置場等で保管されている除去土壌等から放射性物質が飛散・流出する事態を防ぐため、今後も国と連携・連絡体制を強化し、各現場の状況に応じた適正管理及び対応策の明確化・充実を図ることを国に求めていく必要がある。

10 放射線等に関する正しい知識の普及啓発

放射線による健康被害や廃炉作業を行っている原子力発電所の状況に対し、現在も町民は不安を抱えていることから、県は、県等が開催する講演会等への参加や環境創造センター（コミュタン福島）での環境学習など放射線に関する正しい知識の普及啓発に努めている。

町民の不安や悩み相談に対応できるよう、正しい知識の習得のため職員等への研修会を実施している。

原子力緊急事態における地域住民の不要な被ばくを回避するため、放射線に関する正しい知識の普及啓発に引き続き取り組む必要がある。

11 様々な教育分野と連携した放射線教育の推進

農林水産物の環境放射線モニタリングや甲状腺検査、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取り組みなど、児童・生徒の身の回りで行われている復興に向けた様々な取り組みに目を向ける機会を通じて、児童・生徒が放射線等についての基礎知識を持ち、放射線等から身を守る実践力を身につけるため、町立小中学校では、県教育委員会が作成した教育指導資料や、文科省、環境省の資料等を使用し、全学年が学習過程に応じた放射線教育を実施している。

12 震災・防災教訓の伝承・風化防止<再掲>

東日本大震災及び原子力災害は、人類がこれまで経験したことのない未曾有の複合災害であり、災害の実態と復興への取り組みを国や世代を超えて継承・共有していくため、双葉町東日本大震災記録誌を作成した。

県が整備した東日本大震災・原子力災害伝承館には、町から寄贈・寄託した資料が展示されていることから、伝承館を活用しながら震災教訓の継承・風化防止に取り組む必要がある。

9 除染により発生した除去土壌等の適切な管理

【建設課】

災害発生時において仮置場等で保管されている除去土壌等から放射性物質が飛散・流出する事態を防ぐため、国と連携・連絡体制を強化し、各現場の状況に応じた適正管理及び対応策の明確化・充実を図る。

10 放射線等に関する正しい知識の普及啓発

【健康福祉課】

原子力緊急事態における地域住民の不要な被ばくを回避するため、放射線に関する正しい知識の普及啓発に関係機関と連携して、引き続き取組んでいく。

11 様々な教育分野と連携した放射線教育の推進

【教育委員会】

児童・生徒が放射線等についての基礎知識を持ち、放射線等から身を守る実践力を身につけるため、農林水産物の環境放射線モニタリングや甲状腺検査、福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組みなど、児童・生徒の身の回りで行われている復興に向けた様々な取組みに目を向ける機会を通じて、自ら考え、判断し、行動できる力を育むとともに、県教育委員会等と連携し、指導内容(教科や時間)を見直しながら、全学年に対し継続して実施する。

12 震災・防災教訓の伝承・風化防止<再掲>

【教育委員会】

福島県だけが経験した未曾有の複合災害の記録や教訓について、国や世代を超えて継承・共有するとともに、今後の防災・減災対策に活かしていくため、東日本大震災・原子力災害伝承館との連携を図りながら、伝承活動を行う。

また、町独自の震災遺構、アーカイブ施設の整備のための基本計画を策定する。

脆弱性評価

1 食料生産基盤の整備<再掲>

特定復興再生拠点区域内の農地は、国による除染作業が実施されている。

食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しているが、農地の荒廃は自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、現在は、地権者を中心に農地保全管理組合を設立し、農地の保全管理を行うとともに営農再開やほ場の区画整理に向けて取り組んでいる。

2 営農再開の支援<再掲>

現在も原子力災害による全町避難中のため、営農活動が中断され、農畜産物の出荷等が制限されている状況である。

双葉町復興まちづくり計画（第2次）や特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、両竹地区、羽鳥地区、長塚地区の一部を対象に、令和2年4月に「双葉町地域営農再開ビジョン」を策定した。

3 災害に強い森林の整備

原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や間伐が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にある。

森林整備と放射性物質対策を一体的に行う取組みを実施し、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備により、災害に強い森林づくりを推進する必要がある。

4 農業水利等施設の適正な保全管理・長寿命化等<再掲>

農業生産活動の基盤となる農業水利施設は、多くが旧来型で老朽化が進んでいる。災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要があるが、原子力災害による全町避難中であり、進めることができない。

5 鳥獣被害防止対策の充実・強化

原子力災害による全町避難中のため、国・町で捕獲しているが、有害鳥獣の生息域が拡大傾向にある。

捕獲等の対策に当たる人材が不足し、農作物等への被害が懸念される状況にある。鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生や集落機能の低下、森林の荒廃等は、災害発生時における被害拡大のリスクを増加させる可能性もあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な鳥獣被害防止対策を推進するとともに、それを担う人材の育成に取組み、関係機関が連携して強化していく必要がある。

7-4

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

推進方針

1 食料生産基盤の整備<再掲>

【農業振興課】

特定復興再生拠点区域や両竹地区の農地の保全に取り組む一方で、安定的かつ効率的な営農再開に向けて、ほ場整備事業を実施する。

出荷制限解除に向けて、両竹地区や特定復興再生拠点区域内で農作物の試験栽培を実施する。

2 営農再開の支援<再掲>

【農業振興課】

「双葉町地域営農再開ビジョン」に基づき、農地保全や試験栽培・作付実証、ほ場整備等を実施し、営農再開に向けて、地域の農業者等と継続的に協議を行う。

また、ビジョンが策定されていない地域においては、地域の農業者と協議を進め策定する。

3 災害に強い森林の整備

【農業振興課】

水源かん養や山地災害防止機能等を復旧するための森林整備と放射性物資の低減化対策を一体的に取り組む、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。

4 農業水利等施設の適正な保全管理・長寿命化等<再掲>

【農業振興課】

受益者及び請戸川土地改良区等の施設関係機関と連携して農業水利等施設を適正に管理し、計画的に更新する。

5 鳥獣被害防止対策の充実・強化

【農業振興課】

有害鳥獣の生息域が拡大傾向にあることから、生息環境の管理、被害防除及び効果的な捕獲等を組み合わせた総合的な鳥獣被害防止対策を推進する。

鳥獣被害防止対策を担う人材の育成に取り組み、関係機関との連携協力による鳥獣被害防止対策の充実・強化を図る。

脆弱性評価

6 農業・林業の担い手確保・育成

自然災害の発生に備え、農地の多面的機能が十分に発揮されるよう、今後も引き続き、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組む必要がある。

東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実などに引き続き取り組み、林業担い手の確保・育成を推進する必要がある。

7 治山施設の整備等<再掲>

度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等の発生により、法面崩壊等の山地災害が県内各地で発生しており、治山事業による早期の防災・減災対策が求められている。

県では、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させる治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を実施するなど、計画的な治山施設の整備を推進しているが、町内では、原子力災害による高線量区域に位置する施設の整備時期は目途が立っていない。

7-5

風評等による地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価

1 風評等の防止に向けた適切な情報発信及び販売対策等

県では、東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や県産農林水産物等の魅力等についての情報発信、国内外からの様々な観光誘客プロモーション等に取り組んでいる。

原子力災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、町においても、町の復旧・復興の取組状況等の正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していく。

そのために、風評払拭に向けた粘り強い取組みを通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく必要があり、HPやSNS等を通じた情報発信や、中野地区復興産業拠点に立地を予定する企業との地元ブランド品の共同開発を通じたPRを行っている。

推進方針

6 農業・林業の担い手確保・育成

【農業振興課】

営農再開に向けた環境が整っておらず、安心して営農が再開出来る環境づくりに取り組む必要があることから、農地等の保全管理や施設整備等の営農再開に向けた農業者等の取組みを支援する。

東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実など、林業担い手の確保・育成に取り組む。

7 治山施設の整備等<再掲>

【農業振興課】

県は、度重なる豪雨・長雨や東日本大震災の余震等による法面崩壊等の山地災害が県内各地で発生していることを踏まえ、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させる治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等を計画的に復旧整備する。

7-5

風評等による地域経済等への甚大な影響

推進方針

1 風評等の防止に向けた適切な情報発信及び販売対策等

【秘書広報課】【復興推進課】

原子力災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭に向けた粘り強い取組みを通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について、県等の関係機関と連携し検討を深めていく。

2 放射線モニタリング体制の充実・強化<再掲>

町では、町内全域において年に5回 445箇所的空間線量率の定点モニタリングや環境試料の分析を実施し、福島県放射能測定マップ等を活用して県内外に情報を発信している。

地震、津波、台風等の自然災害等を原因とした放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、今後も引き続き国、県と協力しながら放射線モニタリング体制を確保していく必要がある。

3 家畜伝染病対策の充実・強化<再掲>

原子力災害による全町避難のため、家畜防疫対策は実施していない。

推進方針

2 放射線モニタリング体制の充実・強化<再掲>

【住民生活課】

地震、津波、台風等の自然災害等を原因として放射性物質が飛散・漏えいするリスクにも備え、原子力発電所・中間貯蔵施設等の影響監視を行うとともに、空間線量率のモニタリングや環境試料の分析、福島県放射能測定マップ等を活用した情報発信等に取り組み、放射線モニタリング体制の充実・強化を図る。

3 家畜伝染病対策の充実・強化<再掲>

【農業振興課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域で家畜の飼育が始まった後、大規模自然災害時の際に家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、初動防疫に必要な資材の備蓄を図るとともに、防疫演習実施により精度を上げる。また、防疫対策業務に関する関係機関との協定を締結する。

関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る。

目標 8

大規模自然災害発生後であっても、
地域社会・経済が迅速に再建・回復で
きる条件を整備する

8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

1 災害廃棄物処理計画の策定・推進

東日本大震災の経験を踏まえ、平成 26 年 3 月に国は従来の指針に代わる新たな「災害廃棄物対策指針」を策定したが、現在、県及び町において国の新指針に基づく災害廃棄物処理計画の策定には至っていない状況にある。

応急対策や復旧・復興の円滑な実施に向け、災害により発生した廃棄物を迅速に処理するため、国の新指針に準拠した災害廃棄物処理計画を策定し、国、県及び関係団体等との連携を強化する取組等により、災害廃棄物処理体制の推進を図る必要がある。

2 災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化

大規模な地震や水害等の発生時には、大量の災害廃棄物が発生することが見込まれるため、災害廃棄物等の撤去、収集運搬、処理・処分に関する災害時応援協定を関係団体と締結するなど、大規模災害発生時において災害廃棄物等を迅速に処理するための体制整備に取り組む必要がある。

県や双葉地方広域市町村圏組合等と協力しながら、災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化に努めていく必要がある。

8-2

復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

1 他自治体等からの支援の受入整備<再掲>

町の職員・施設等が被災することによって行政機能が大幅に低下し、被災地の復旧・復興が遅れる事態を回避するため、国、県及び他の地方公共団体からの職員応援派遣の受入等を円滑に行う体制及び施設の整備が求められている。

2 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化<再掲>

大規模災害等が発生し、単独では十分な応急措置が実施できない場合に備え、双葉郡内町村等と相互応援協定、広域応援協定等を締結し、人的・物的支援について広域応援体制を構築している。

8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

推進方針

1 災害廃棄物処理計画の策定・推進

【住民生活課】

応急対策や復旧・復興の円滑な実施に向け、災害により発生した廃棄物を迅速に処理するため、国の災害廃棄物対策指針に準拠した災害廃棄物処理計画を策定する。

2 災害廃棄物等の処理・収集運搬体制の充実・強化

【住民生活課】

災害廃棄物等の処理・収集運搬体制を県や双葉地方広域市町村圏組合と連携して構築するとともに、災害廃棄物のストックヤードの選定・確保する。

8-2

復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

推進方針

1 他自治体等からの支援の受入整備<再掲>

【総務課】

引き続き、国等の関係機関との連携を密にしながら、新たに災害が発生した際には、人的・物的支援を速やかに受け入れるスキームの構築を進めていく必要がある。

2 大規模災害時等における広域応援体制の充実・強化<再掲>

【住民生活課】

国・県との更なる連携強化を図るとともに、大規模災害時であっても相互に応援要請・職員派遣の円滑な対応を行うため、各種訓練等の実施を通じて各相互応援協定の実効性を確保し、広域応援体制の充実・強化を図る。

脆弱性評価

3 復旧・復興を担う人材の育成

大規模自然災害の発生時において、損壊の危険がある被災建築物や土砂災害危険箇所等における二次災害の発生を防止し、応急復旧活動を円滑に実施する体制を整える必要がある。

被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士については、業務状況等鑑みながら人材育成に取り組む必要がある。

4 災害時応援協定締結者との連携強化

民間企業2社と災害時に必要となる発電機や移動トイレなどの機材や物資供給の協定を締結している。また、双葉郡内町村等と相互応援協定、広域応援協定等を締結し、連携強化を図っている。

5 災害・復興ボランティア関係団体との連携強化

大規模自然災害等が発生した場合であっても、ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアを必要とする作業内容や場所等の把握、災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの活動調整等を適切に行うため、ボランティア受入施設等の担当者研修や災害ボランティアセンター運営講座、NPOなど情報交換や研修会に参加するなど連携強化に努める必要があるが、原子力災害による全町避難中のため、実施できていない。

8-3

地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

1 地域コミュニティの再生・活性化

原子力災害による全町避難中のため、町民が全国各地に避難を余儀なくされているため、町内には地域コミュニティが存続していない。

県では、避難地域等12市町村における帰還に向けた生活環境等の整備や避難者の帰還促進に向けた交流・相談支援等を行っている。

推進方針

3 復旧・復興を担う人材の育成

【総務課】

被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士については、業務状況等鑑みながら人材育成に取り組む。

職員研修により専門知識の深化と幅広い知識の習得を図るとともに、東日本大震災等の経験や知識の継承など、複雑化かつ多様化する復旧・復興業務へ速やかに対応できる人材育成を図る。

4 災害時応援協定締結者との連携強化

【住民生活課】

協定を締結している企業と一層の連携強化を図り、日頃から協定内容や初動対応等の確認を行い、必要に応じて協定を更新し、受入体制を構築する。

5 災害・復興ボランティア関係団体との連携強化

【健康福祉課】

県内ボランティア関係団体や社会福祉協議会等と連携・協働し、災害・復興ボランティア受入体制の構築に向け取組みを進める必要がある。

8-3

地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

推進方針

1 地域コミュニティの再生・活性化

【生活支援課】

地域コミュニティは災害時に地域の人々が互いに助け合う「共助」を担う基盤であることから、避難指示解除後の地域コミュニティの再生・活性化を図る。

原子力災害による避難地域等については、避難地域等 12 市町村における帰還に向けた生活環境等の整備や避難者の帰還促進に向けた交流・相談支援等に取り組む、原子力災害によって弱体化した地域コミュニティの再生・活性化や新たな地域コミュニティの構築を図る。

2 地域公共交通の確保<再掲>

地域公共交通は、災害時の救援に係わる物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、地域住民の生活を支え、地域コミュニティを維持するために必要な生活基盤である。

原子力災害による全町避難中であるが、避難指示解除区域における経済活動再開や交流人口拡大を見据え、JR双葉駅と避難指示解除区域との区間の二次交通確保に取り組んでいる。

3 自助・共助の取組促進<再掲>

原子力災害による全町避難中のため、町内での自助・共助の取組促進ができない状況である。

4 自主防災組織等の強化<再掲>

原子力災害による全町避難中のため、町内での自主防災組織等強化の取組ができない状況である。

5 避難行動要支援者対策の推進<再掲>

原子力災害による全町避難中のため、避難行動要支援者名簿は作成していない。

推進方針

2 地域公共交通の確保<再掲>

【復興推進課】

地域公共交通は、災害時の救援に係わる物資等輸送や住民避難の輸送手段として重要であるとともに、地域住民の生活を支え、障がい者や高齢者の福祉施設・病院等への移動、サービスを受けるためにも必要であることから、二次交通の確保をするため、地域公共交通網形成計画の策定に取り組む。

3 自助・共助の取組促進<再掲>

【住民生活課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域内では、地域防災力を高めるため、「自助」、「公助」、「共助」の取組みを促進し、情報発信や防災出前講座を実施するなど、災害発生時に帰還住民・移住者が的確な判断に基づき行動できるよう、防災知識の普及・啓発を図る。また、地域の防災活動におけるリーダーとして活躍している消防団員のさらなる知識向上など、今後も、様々な事業を通じて、町民の自助・共助に関する理解を深め、家庭における非常用品の備蓄や地域の防災行事への参加など、自助・共助の取組みを促進する。

4 自主防災組織等の強化<再掲>

【住民生活課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域内では、自主防災組織を設置し、地域防災力の向上を図る。

5 避難行動要支援者対策の推進<再掲>

【健康福祉課】

令和4年春頃の避難指示解除を目指している特定復興再生拠点区域に帰町した要配慮者のうち、円滑に避難誘導等を行うため、避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の避難を想定した訓練の実施等に取り組む必要があり、対象者一人一人の具体的な個別計画を作成する。

第6章 計画の推進

6-1 推進体制

本計画の推進については、庁議を中心とする各課横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画の見直しを行うとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して「強くしなやかなまちづくり」に取り組む。

6-2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。

